

いわき市立久之浜第二小学校 いじめ防止基本方針

[いじめの定義]

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」第2条第1項より）

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- ・ いじめは絶対に許されない行為であるという強い認識をもち、全職員が一丸となっていじめの防止に取り組むこと。
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと。
- ・ いじめはどの子どもにも起こりうるという考えをもち、学校全体で組織的に子ども一人一人を見ていくこと。

2 いじめに関する対策のための校内組織

- ・ いじめに関する対策のための組織を「生徒指導委員会」の中に設ける。構成員は校長、教頭、生徒指導主事、担任、（養護教諭）とする。ただし、基本的には全職員で対応に当たる。

3 いじめ未然防止の対策

（1） 望ましい学級集団づくり

- ・ 日頃から互いを尊重し合う望ましい人間関係を育む学級集団づくりに努める。
- ・ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」「できる授業」を展開する。

（2） 道徳教育の充実

- ・ 「いのちを大切にし、互いの人格を尊重すること」を目標に、学校の教育活動全体を通していじめに向かわない心や態度の育成を図る。
- ・ 特別の教科道徳において、生命の尊さ、善悪の判断、相互理解、寛容等の内容項目の理解を深める。実施に当たっては、各学年の年間指導計画に基づき計画的に取り組む。

（3） 体験活動の充実

- ・ 防災学習や自然体験学習等の活動を通して、共感的な人間関係づくりを推進する。

（4） 相談週間の設定

- ・ 学期ごとに教育相談週間（5月、11月、2月）を設け、すべての児童の人間関係や悩みを把握する機会を設ける。

（5） 開かれた学校づくり

- ・ 家庭・地域と連携を図り、いじめを許さない、見逃さない教育環境をつくる。

（6） 児童と教師の共通理解

- ・ 学級活動や特別の教科道徳などの時間を通じて、児童がいじめについて話し合い、正しい知識や認識を教師と共有する。

4 早期発見のための取り組み

（1） きめ細やかな観察

- ・ いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであるという認識のもと、少人数学校の特色を生かし全職員で児童を見守り、小さな変化を見逃さないようにする。また、全職員で情報の共有化を図る（生徒指導委員会、職員会議）。

- (2) アンケートの実施 (いじめアンケート：7月、12月)
 - ・ 定期的にアンケートを実施し、児童の人間関係の不安やいじめの実態がないか調査する。
- (3) スクールカウンセラーの活用
 - ・ 必要に応じてスクールカウンセラーを招き、児童の観察及び相談をする機会を設定し、専門的なアドバイスを受ける。
- (4) 家庭との連携・協力
 - ・ P T A総会で説明したり、学校だより等でお知らせしたりして、いじめ防止に向けた学校の基本方針を理解いただく。
 - ・ 家庭での児童の様子で気になる点があれば、いつでも相談いただける信頼関係づくり、体制づくりを継続して行う。
- (5) 生徒指導委員会の充実
 - ・ 生徒指導委員会において、毎回児童一人一人に対しての情報を交換する場を設定する。全職員で子どもの些細な変化を共有し、いじめの早期発見に努める。

5 いじめ問題発生時の対応

対応の流れ	教職員の動き
1 いじめ情報のキャッチ (担任、教職員、児童、保護者、 地域)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報認知後、速やかに報告する。 ○ 事態の大小に限らず必ず報告する。 ○ 情報を出来るだけ正確に伝える（憶測で判断しない）。 ○ 情報は時系列に沿って記録に残す。
2 報告（校長、教頭）	
3 事実関係の正確な把握及び情 報収集（指導）	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童及びいじめた児童両方から事情を調査する（校長の指導のもと組織的に対応）。 ○ 当該児童以外の児童からも事情を調査し、情報を整理する。 ○ 情報が一致しいじめが確認できた段階でいじめた児童には指導する（決して許されることではないことを理解させる）。 ○ いじめられた児童に寄り添った対応をする。 ○ 情報については、逐次管理職に報告する。
4 いじめ対策本部会議 (校長、教頭、生徒指導主事、 担任)（養護教諭）	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ対策本部会議において指導・援助体制の構築及び誰が、何を、いつまでに行うのかを決める。（保護者との面談日時、児童の個別面談、カウンセラーの要請、市教委への報告 等）
5 全職員による対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童、いじめた児童両方の保護者に事実関係を連絡する。 ○ いじめた児童への指導、いじめられた児童へのサポートを全職員が協力して行う。個人が特定されないように十分配慮する。 ○ 全校生でいじめについて考えさせる時間を設け、決して許されることではないことを再確認させる。

○ 「重大事案」*への対応

- (1) 重大事案が発生した場合、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対応する。
- (2) 重大事態が発生した場合、速やかに調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。また、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及び保護者に対し、事実関係等必要な情報を提供する。

「重大事態」とは *1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

*2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。